

諮問日：令和元年10月3日

答申日：令和元年11月7日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年8月21日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による公売公告処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、審査請求人が所有する建物について、令和元年8月5日付けで、地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第7項で例によることとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定による公売公告処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、同年8月6日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、令和元年8月21日付けで、審査庁に対し、「令和元年8月5日付の審査請求人に対する公売通知書に記載の公売公告処分を取り消すとの裁決を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人に本件処分に係る建物に対する差押通知が送達されていない。
- (2) 本件処分に係る債権額と各差押通知に係る債権額が符合しない。
- (3) 本件処分に係る建物の平成31年度固定資産評価価格は〇〇〇円であり、本件処分に係る公売価格に借地権価格が含まれていないので不適切である。最低公売価格は少なくとも〇〇〇円以上でなければならない。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 本件処分は、処分庁が地方税法第373条第7項で例によることとされている国税

徴収法第68条第1項の規定に基づき、平成7年12月1日に差し押さえた審査請求人が所有する建物(以下「本件差押財産」という。)を公売に付するための処分であり、国税徴収法第95条各項の規定に基づき令和元年8月5日に行われたものである。審査請求人は本件差押財産に係る差押通知が審査請求人に送達されていない旨主張しているが、本件差押不動産を差し押さえた際の差押書については、処分庁から審査請求人に対して配達証明郵便により送達されており、「郵便物配達証明書」の記載内容から平成7年12月2日に審査請求人が配達を受けたことが確認できる。したがって、本件処分は、適法に差し押さえた本件差押財産を公売に付そうとする処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

イ 審査請求人は、本件処分に係る債権額と各差押通知に係る債権が符合しない旨の主張もしているが、公売に係る債権額は国税徴収法第95条第1項において公売公告事項とされておらず、本件処分の内容を構成しないことから、公売に係る債権額を不服として本件処分の取消しを求めることはできない。

なお、差押書等に添付している内訳書等に記載されている滞納額等については、差押書等の作成時点において滞納している税金の額、督促手数料及び延滞金の額の合計である。このため、差押又は参加差押の時点から公売公告までの間に納付された場合にはその額が減少する。また、延滞金は、滞納している税金の納付の日まで加算されるので、滞納している税金の納付がない場合は、延滞金について、差押書等の作成時点と本件処分の時点でその額は増加する。処分庁から提出された書類により確認したところ、本件処分の時点で審査請求人が滞納している税金の額、督促手数料及び延滞金の合計額は、公売通知書に添付している未納明細書に記載のそれぞれの額といずれも合致している。

ウ 審査請求人は、本件差押財産の平成31年度固定資産評価価格は〇〇〇円であるのに、本件処分に係る見積価額(最低公売価額)が〇〇〇円で借地権価格も含まれていないことは不適切であり、少なくとも〇〇〇円以上でなければならない旨主張しているが、公売財産の見積価額は国税徴収法第95条第1項において公売公告事項とされておらず、本件処分の内容を構成しないことから、見積価額を不服として本件処分の取消しを求めることはできず、国税不服審判所による平成26年8月21日裁決においても、公売財産の「見積価額が低廉であることを理由として公売公告処分の取消しを求めることはできない」との判断が示されるとともに、見積価額公告への審査請求については、同じ裁決において、「見積価額それ自体は、公売財産の最低売却価額としての性質を有するにすぎず、その公告によって、公売財産の所有者の権利義務その他法律上の地位に影響を及ぼすものと解することはできない。したがって本件見積価額公告の取消しを求める審査請求は、通則法第75条第1項に規定する「国税に関する法律に基づく処分」が存在しないにもかかわらずされた不適法なもの」との判断が示されている。

エ 審査請求人は、上記のほか反論書において種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用できない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年10月3日 諮問書の受理

令和元年10月17日 調査審議

令和元年11月7日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

(1) 固定資産税に係る滞納処分について、地方税法第373条第7項において、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることが規定されている。

(2) 公売公告について、国税徴収法第95条第1項において、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならないことが規定されている。

ア 公売財産の名称、数量、性質及び所在

イ 公売の方法

ウ 公売の日時及び場所

エ 売却決定の日時及び場所

オ 公売保証金を提供させるときは、その金額

カ 買受代金の納付の期限

キ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

ク 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

ケ アからクまでに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

また、同条第2項において、公告は、掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して行うことが規定されている。

2 本件処分について

本件処分は、公売に関するインターネットオークションの入札開始日である令和元年9月10日(本件処分は期間入札によって行われており、国税徴収法基本通達逐条解説によると、この場合、入札期間の始期の属する日が公売の日とされている。)の10日以上前である同年8月5日付けで、公告すべき事項を全て記載の上、青森市役所掲示場に掲示して行われていることが認められる。

したがって、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

なお、審査請求人は、本件差押財産に対する差押通知が送達されていない旨、本件処分に係る債権額と各差押通知に係る債権額が符合しない旨及び本件差押財産に係る最低公売価額(見積価額)が低廉である旨主張する。本件差押財産に係る差押書については、郵便物配達証明書により審査請求人に送達されていることが確認できる。また、本件処分に係る債権額については本件処分時点の滞納税額、督促手数料及び延滞金の合計額であり、各差押通知に

係る債権額については差押書等の作成時点のものであるから、これらが符号しないことは自明であると認められる。また、令和元年8月5日付けの公告は、「公売公告兼見積価額公告」として行われており、審査請求人が主張する見積価額は、本件処分（公売公告）としての記載事項ではなく、見積価額公告としての記載事項とされていると認められる。なお、国税徴収法基本通達逐条解説によると、見積価額の決定又は公告は、公売財産に関する権利義務又は法律上の利益に直接的な影響を与えないとされており、審査請求をすることができる処分ではないと認められる。

このほか、審査請求人は、公平な審理のため、審査請求人が無差別に選ぶ青森市民を審査会に出席させることを求める旨主張するが、当審査会は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、市長の処分等に対する審査請求について、その裁決の客観性及び公正性を高め、第三者の立場から審査庁の判断の適否等を審査するため設置された機関である。

以上によれば、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美